Radiata Increase

FP3級
2019 年 1 月
資産設計提案業務
過去問解説

《本教材にについて》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧いただけます。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- 試験問題については、特に指示のない限り、２０１８年１０月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

- 次の各問について答えを１つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。
問1
ファイナンシャル・プランニング業務を行うに当たっては、関連業法を順守することが重要である。 ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の行為に関する次の記述のうち、最も不適切な ものはどれか。

1.宅地建物取引業の免許を受けていないFPが、顧客から依頼され、業務の一環としてマンションの賃借の媒介を行い、仲介手数料を受け取った。

2.税理士資格を有していないFPが、参加費有料のセミナーにおいて、仮定の事例に基づき、税額計 算の手順を解説した。

3.生命保険募集人登録をしていないFPが、顧客から相談を受け、顧客が死亡した場合における遺族 の必要保障額を計算した。

【答え】
1.不適切
土地や建物の売買、交換、賃借の媒介(仲介)や代理を行う業務を宅地建物取引業いいます。
これを業として行うものを宅地建物業者といいます。
宅地建物取引業を行うには、国土交通大臣、または都道府県知事から許可を受けなければならないため、免許のないFPが賃貸の媒介を行ってはいけません。

2.　適切
税理士資格を持たないFPは、具体的な計算や税務相談や税務書類の作成を行ってはいけません。また、有償・無償にかかわらず税務相談を行うことができませんが、仮の事例や、一般的な税法の解説は行うことができます。

3.適切
保険募集人でないFPは、保険業法により保険の募集・契約を行ってはいけません。
ただし、生命保険商品の一般的な説明や、**保障額の試算**・ライフプラン設計を行うことは可能です。

従って、正解は【1】

問2

下記は、杉山家のキャッシュフロー表(一部抜粋)である。このキャッシュフロー表の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

＜杉山家のキャッシュフロー表＞　　（単位：万円）

経過年数			基準年	1年	2年	3年
西暦（年）			２０１８	２０１９	２０２０	２０２１
家族・年齢	杉山　拓	本人	４８歳	４９歳	５０歳	５１歳
	美穂子	妻	４７歳	４８歳	４９歳	５０歳
	徹	長男	１７歳	１８歳	１９歳	２０歳
	健太	二男	１５歳	１６歳	１７歳	１８歳
	遙香	長女	１１歳	１２歳	１３歳	１４歳
ライフイベント				健太 高校入学	徹 大学入学 遙香 中学校入学	自動車の 買替え
		変動率				
収入	給与収入（夫）	１％	７２８	７３５	７４３	７５０
	給与収入（妻）	－	１００	１００	１００	１００
	収入合計	－	８２８	８３５	８４３	８５０
支出	基本生活費	２％	２９０			（　ア　）
	住宅関連費	－	１４７	１４７	１４７	１４７
	教育費	－	２４０	２６０	４００	３００
	保険料	－	３６	３６	３６	３６
	一時的支出	－				２５０
	その他支出	－	２５	２５	２５	２５
	支出合計	－	７３８		９１０	
年間収支			９０		▲６７	
金融資産残高		１％	１，１６８	１，２５１	（　イ　）	

※年齢および金融資産残高は各年１２月３１日現在のものとし、２０１８年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

１．（ア）３０７　（イ）１，１８４

２．（ア）３０８　（イ）１，１８４

３．（ア）３０８　（イ）１，１９７

【答え】

＜杉山家のキャッシュフロー表＞　（単位：万円）

経過年数			基準年	１年	２年	３年
西暦（年）			２０１８	２０１９	２０２０	２０２１
家族・年齢	杉山　拓	本人	４８歳	４９歳	５０歳	５１歳
	美穂子	妻	４７歳	４８歳	４９歳	５０歳
	徹	長男	１７歳	１８歳	１９歳	２０歳
	健太	二男	１５歳	１６歳	１７歳	１８歳
	遙香	長女	１１歳	１２歳	１３歳	１４歳
ライフイベント				健太 高校入学	徹 大学入学 遙香 中学校入学	自動車の 買替え
		変動率				
収入	給与収入（夫）	１％	７２８	７３５	７４３	７５０
	給与収入（妻）	－	１００	１００	１００	１００
	収入合計	－	８２８	８３５	８４３	８５０
支出	基本生活費	２％	２９０			（　ア　）
	住宅関連費	－	１４７	１４７	１４７	１４７
	教育費	－	２４０	２６０	４００	３００
	保険料	－	３６	３６	３６	３６
	一時的支出	－				２５０
	その他支出	－	２５	２５	２５	２５
	支出合計	－	７３８		９１０	
年間収支			９０		▲６７	
金融資産残高		１％	１，１６８	１，２５１	（　イ　）	

ア）資料より、基本生活費は基準年290万円、変動率2%
3年後の基本生活費を求めるには年利2%を3年間複利計算することで求めます。

複利計算の計算式
元金×(1＋利率)Ｎ乗

290万円×(1＋2%)3

※電卓での計算は、まず(1＋0.02)を計算し1.02。×を2回＝を年数−１回
1.02××==1.061208
2,900,000×1.061208=3,077,503.2
問題文の記述より万円未満を四捨五入により、308万円

従って、正解は【ア．308万円】

＜杉山家のキャッシュフロー表＞　（単位：万円）

経過年数			基準年	１年	２年	３年
西暦（年）			２０１８	２０１９	２０２０	２０２１
家族・年齢	杉山　拓	本人	４８歳	４９歳	５０歳	５１歳
	美穂子	妻	４７歳	４８歳	４９歳	５０歳
	徹	長男	１７歳	１８歳	１９歳	２０歳
	健太	二男	１５歳	１６歳	１７歳	１８歳
	遙香	長女	１１歳	１２歳	１３歳	１４歳
ライフイベント				健太 高校入学	徹 大学入学 遙香 中学校入学	自動車の 買替え
		変動率				
収入	給与収入（夫）	１％	７２８	７３５	７４３	７５０
	給与収入（妻）	－	１００	１００	１００	１００
	収入合計	－	８２８	８３５	８４３	８５０
支出	基本生活費	２％	２９０			（　ア　）
	住宅関連費	－	１４７	１４７	１４７	１４７
	教育費	－	２４０	２６０	４００	３００
	保険料	－	３６	３６	３６	３６
	一時的支出	－				２５０
	その他支出	－	２５	２５	２５	２５
	支出合計	－	７３８		９１０	
年間収支			９０		▲６７	
金融資産残高		１％	１，１６８	１，２５１	（　イ　）	

（イ）1年目の金融資産残高を変動率で計算し、2年後の年間収支と合算させます。

まず変動率をかけた1年目の金融資産残高
複利計算の計算式
元金×(1＋利率)Ｎ乗

1,251万円×(1＋1%)=12,635,100

年間収支は▲67万円です
12,635,100−670,000円＝11,965,100円

問題文の記述より万円未満は四捨五入となるので、1,197万円

従って、正解は【3.　ア．308万円　イ.1,197万円】

【第2問】下記の(問3)~(問5)について解答しなさい。

問3

下記<資料>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

市場体(温)計

東証1部　21日

日経平均株価(225種)　22693円04銭(＋137円61銭)　騰落率＝＋0.610%

東証株価指数(TOPIX)　1750.63　(－2.12)　騰落率＝－0.120%

売買代金　2500280百万円　(－234487百万円)

売買高　140251万株　(－18803万株)

売買単価　1782.7円

売買高上位10銘柄の占有率　32.9%

上場銘柄数　2091　値上がり　713

売買成立　2091　値下がり　1303　変わらず　75

新値株(年初来)　高値　60　安値　70

騰落レシオ(25日移動平均)　81.00%

時価総額　6598048億円　(－7167億円)

普通株式数(百万株)　319569　1株当たり時価(円)　2064.66

＜外国為替・商品＞

ドル／円　1ドル＝110.53～110.54円

ユーロ／円　1ユーロ＝127.81～127.85円

ユーロ／ドル　1ユーロ＝1.1563～1.1564ドル

(17時、銀行間直物、日銀公表)

金(1グラム)　4490円　(－16円)

原油(1キロリットル)　47910円　(－280円)

(東京商品取引所の期先清算値)

＜日経・東商取商品指数＞02年＝100

283.36　(－1.25)

工業品　282.93　(－1.24)

※カッコ内のプラス・マイナスは前日比

ＪＰＸ日経インデックス400　15511.41(－12.76)

ＪＰＸ日経中小型　15494.69(－2.58)

＜新興株式市場など＞

日経ジャスダック平均　3937円68銭(＋16円85銭)

東証マザーズ指数　1124.84(＋11.46)

東証２部総合指数　7449.89(＋31.54)

東証ＲＥＩＴ指数　1752.68(＋12.76)

日経平均ＶＩ　16.67(－0.67)

日経配当指数(2018年)　69円10銭

＜アジア株＞

日経アジア300指数　1337.87(－15.21)

同 ASEAN指数　1216.25(－22.26)

同 インベスタブル指数(円ベース)　1197.92(－10.94)

上海総合(中国)　2875.810(－39.921)

韓国総合(韓国)　2337.83(－26.08)

ハンセン(香港)　29296.05(－400.12)

加権(台湾)　10941.07(＋13.63)

ＶＮ(ベトナム)　969.40(－11.55)

クアラルンプール総合　1692.32(－17.43)

ＳＴ(シンガポール)　3300.00(－15.90)

ジャカルタ総合　5822.333(－61.706)

ＳＥＴ(タイ)　1634.44(－29.82)

オールオーディナリーズ(豪)　6332.9(＋58.3)

＜金利＞

新発10年国債利回り　0.035%(　0)

(350回債、日本相互証券、終値)

無担保コール翌日物金利　－0.072%(＋0.001)

(短資協会、加重平均、速報)

（出所：日本経済新聞　２０１８年６月２２日朝刊　１８面）

1.2018年6月21日の日経平均株価は、前日終値比マイナスで推移した時間帯があった。

2.2018年6月21日17時時点のドル/円相場は、1ドル=110円53銭の買値と1ドル=110円54銭の売値が提示されていた。

3.新発10年国債利回りの終値は、前営業日の0%に対し、2018年6月21日は0.035%へと上昇した。

【答え】

1. 適切

資料右下の日経平均株価より、点線の前日終値よりもマイナスとなっている時間帯があります。

2. 適切

資料より、17時時点での円相場は1ドルは買値を110円53銭、売値を110円54銭とし取引されています。

〈外国為替・商品〉

ドル／円	1ドル＝110.53～110.54円	
ユーロ／円	1ユーロ＝127.81～127.85円	
ユーロ／ドル	1ユーロ＝1.1563～1.1564ドル	
	(17時、銀行間直物、日銀公表)	
金（1グラム）	4490円	(－16円)
原油（1キロリットル）	47910円	(－280円)
	(東京商品取引所の期先清算値)	
＜日経・東商取商品指数＞02年＝100		
	283.36	(－1.25)
工業品	282.93	(－1.24)

※カッコ内のプラス・マイナスは前日比

3. 不適切

新発10年国債利回りの見方はカッコ内には前日の終値との差が示してあり、
0.035%は当日の終値になります。
従って、0%は前日と比べて変化がないということです。

＜金利＞

新発10年国債利回り	0.035%	(0)
	(350回債、日本相互証券、終値)	
無担保コール翌日物金利	－0.072%	(＋0.001)
	(短資協会、加重平均、速報)	

従って、正解は【3】

問4
下記は、NISA(少額投資非課税制度)およびつみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)についてまとめた表である。下表に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

	ＮＩＳＡ	つみたてＮＩＳＡ
口座開設者	口座を開設する年の１月１日時点で２０歳以上の居住者等	
非課税対象	（　ア　）への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託等への投資から得られる分配金や譲渡益
非課税投資枠	新規投資額で年間（　イ　）まで	新規投資額で年間４０万円まで
非課税期間	投資した年から最長５年間 (期間終了後のロールオーバー可能)	投資した年から最長（　ウ　）
投資可能期間	２０１４年～２０２３年	２０１８年～２０３７年

1. 空欄(ア)に入る語句は、「株式・投資信託等」である。

2. 空欄(イ)に入る語句は、「80万円」である。

3. 空欄(ウ)に入る語句は、「20年間」である。

【答え】

1.適切

NISAで非課税となる対象

→上場株式・公募株式投資信託、J-REIT(上場不動産投資信託、ETF(上場投資信託)などの配当金・分配金・譲渡益。

2.不適切

一般NISAでの年間の非課税投資枠は120万円です。

名称	年間投資上限	非課税期間	対象年齢
NISA	120万円	5年	20歳以上
ジュニアNISA	80万円	5年	20歳未満
つみたてNISA	40万円	20年	20歳以上

3.適切

つみたてNISAの非課税期間は20年です。

名称	年間投資上限	非課税期間	対象年齢
NISA	120万円	5年	20歳以上
ジュニアNISA	80万円	5年	20歳未満
つみたてNISA	40万円	20年	20歳以上

従って、正解は【2】

問5
下記〈資料〉は、福岡さんと杉田さんがQA銀行(日本国内に本店のある普通銀行)で保有している 金融商品の時価の一覧表である。仮にQA銀行が破綻した場合、この時価に基づいて預金保険制度によって保護される金額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

＜資料＞　　（単位：万円）

	福岡さん	杉田さん
普通預金	７００	１８０
定期預金	３５０	３００
外貨預金	２３０	１５０
株式投資信託	１５０	３００
個人向け国債	５００	２００

※福岡さんおよび杉田さんともに、ＱＡ銀行からの借入れはない。

※預金の利息については考慮しないこととする。

※普通預金は決済用預金ではない。

1.福岡さんの金融商品のうち、保護される金額の合計は1,050万円である。

2.福岡さんの金融商品のうち、保護される金額の合計は1,000万円である。

3.杉田さんの金融商品のうち、保護される金額の合計は680万円である。

【答え】
預金保険制度による保護対象の預金として、
普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等
※その他
定期集金・掛金・元本補填契約のある金銭信託・金融債(保護預り専用に限る)などがあります。
※確定拠出年金制度で運用されている預金も、普通預金などと同様に、預金商品は預金保険制度による保護の対象となります。

対象外の預金は、外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金等は対象外となり、個人向け国債、投資信託も預金とは扱いません。

決済用預金でない場合(普通・定期預金など利息のつく預金)には、保護金額は1,000万円とその利子までとなります。

＜資料＞　　(単位：万円)

	福岡さん	杉田さん
普通預金	７００	１８０
定期預金	３５０	３００
外貨預金	２３０	１５０
株式投資信託	１５０	３００
個人向け国債	５００	２００

※福岡さんおよび杉田さんともに、ＱＡ銀行からの借入れはない。

※預金の利息については考慮しないこととする。

※普通預金は決済用預金ではない。
資料より、外貨預金、投資信託、個人向け国債は保護の対象外です。
普通預金、定期預金は決済用預金ではない為、保護金額は1,000万円とその利子までとなります。

従って、福岡さんの場合、
普通預金700万円＋定期預金350万円=1,050万円→1,000万円と利子まで。

杉田さんの場合
普通預金180万円＋定期預金300万円=480万円→全額保護

従って、正解は【2.福岡さんの金融商品のうち、保護される金額の合計は1,000万円である。 】

【第3問】下記の(問6)~(問8)について解答しなさい。

問6

建築基準法に従い、下記〈資料〉の土地に建築物を建築する場合、この土地に対する建築物の建築面積の最高限度として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

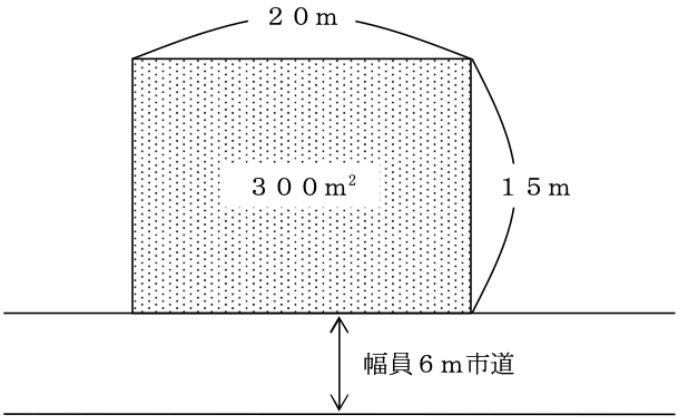

・ 近隣商業地域
・ 指定建蔽率　６０％
・ 指定容積率　３００％
・ 前面道路の幅員に対する法定乗数　６／１０

１．　３００ｍ²×６０％×６／１０＝１０８ｍ²

２．　３００ｍ²×６０％＝１８０ｍ²

３．　３００ｍ²×３００％＝９００ｍ²

【答え】
建築面積=敷地面積×建ぺい率

防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、厳しい方の規制が適用されます。また

・耐火建築物を準防火地域および防火地域内で建築する場合

・特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には建ぺい率の緩和を受けることができ、それぞれの場合で10%(両方に該当する場合には20%)の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が80%の場合で、防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

＜資料＞

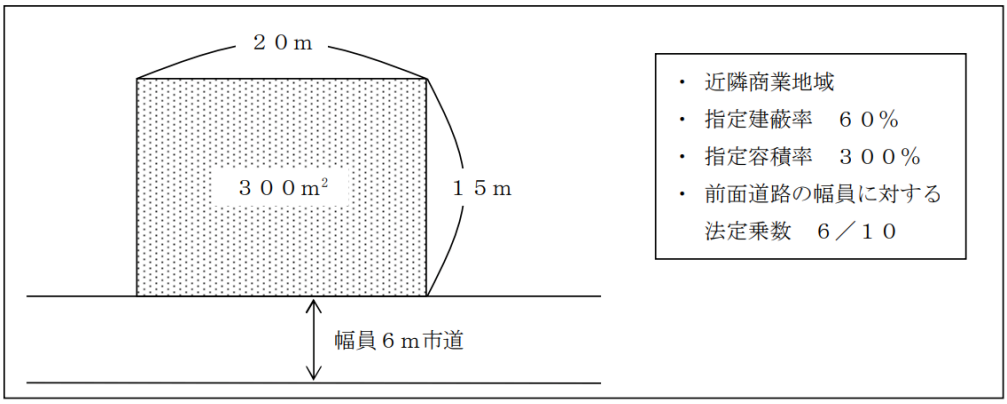

本問では、建ぺい率の緩和に該当する事項はありません。従って、
300㎡×60%=180㎡

従って、正解は【2.　300㎡×60%=180㎡】

問7
下記〈資料〉の建築基準法に定める道路およびそれに接する建築物の敷地に関する次の記述の空欄（ア）~（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

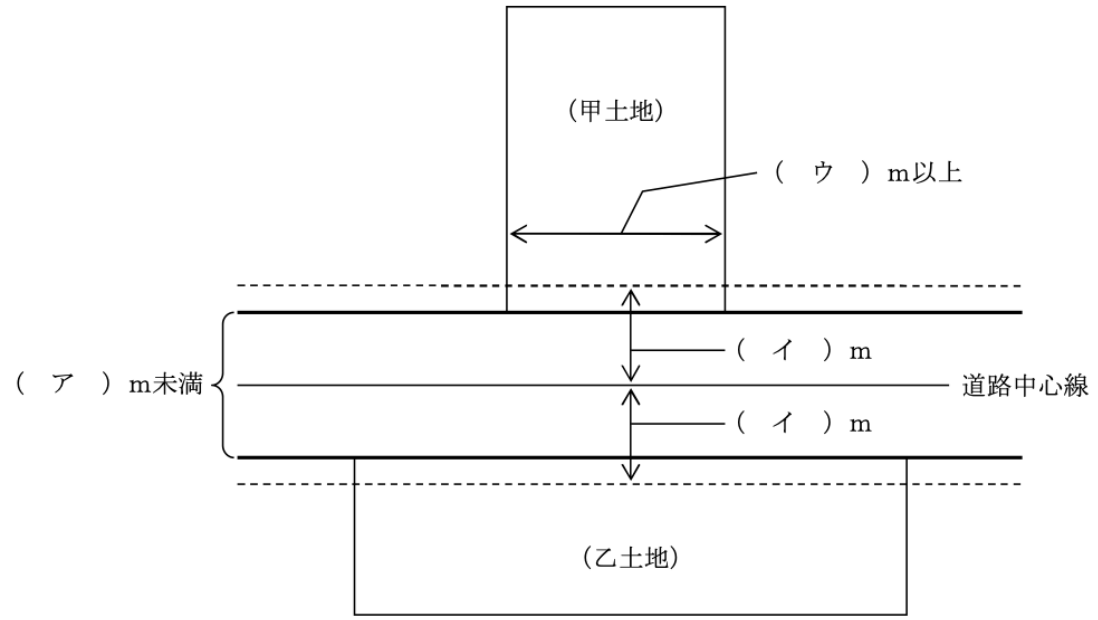

※道路の幅員について、特定行政庁が指定する区域には該当しない。
※これらの土地は、都市計画区域内に存する。

＜資料＞の道路は、建築基準法上の道路とみなされる２項道路であり、建築基準法が施行されるに至った際、すでに両側に建築物が立ち並んでいる幅員（　ア　）m未満の道路である。＜資料＞の場合、道路中心線から水平距離（　イ　）m後退した線がこの道路の境界線とみなされる。また、甲土地を建築物の敷地として利用する場合、甲土地は（　ウ　）m以上道路に接していなければならない。

1.（ア）6（イ）3（ウ）3
2.（ア）4（イ）2（ウ）4
3.（ア）4（イ）2（ウ）2

【答え】

＜資料＞

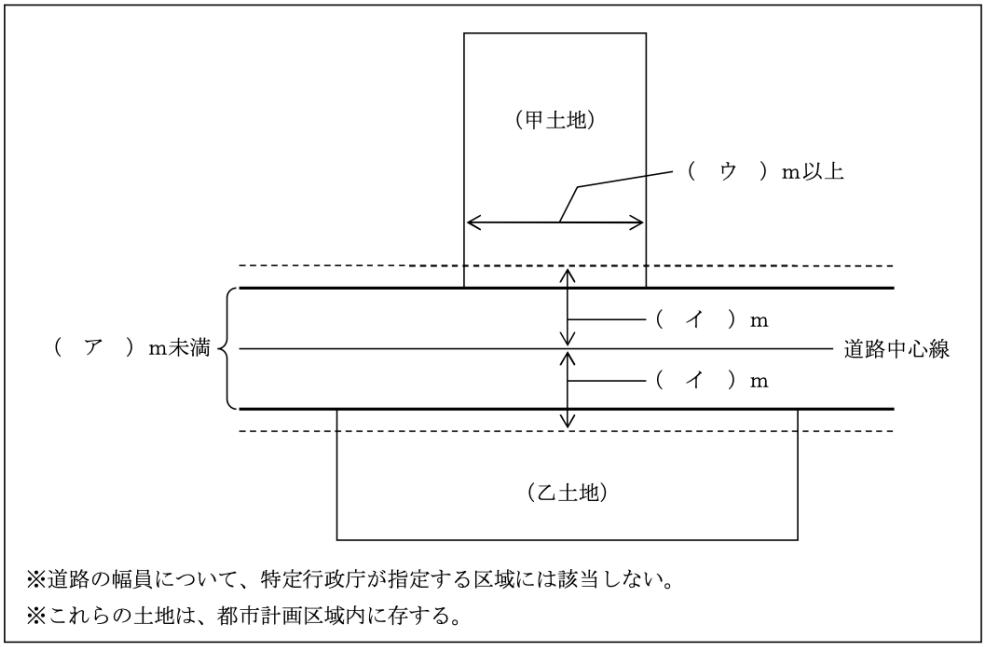

※道路の幅員について、特定行政庁が指定する区域には該当しない。
※これらの土地は、都市計画区域内に存する。

＜資料＞の道路は、建築基準法上の道路とみなされる２項道路であり、建築基準法が施行されるに至った際、すでに両側に建築物が立ち並んでいる幅員（　ア　）m未満の道路である。＜資料＞の場合、道路中心線から水平距離（　イ　）m後退した線がこの道路の境界線とみなされる。また、甲土地を建築物の敷地として利用する場合、甲土地は（　ウ　）m以上道路に接していなければならない。

建築基準法では、交通や防災などの面から、道路の幅(幅員)を定めています。

(ア)[建築基準法上の道路]
・幅員が4m以上の道路。
・幅員が4m未満の道路で、建築基準法が施行された時すでに存在し、特定行政庁の指定により例外として認められている道路を2項道路といいます。

(イ)2項道路は、道路の中心線から2m後退した線が、道路の境界線とみなされます。これをセットバックと言います。

(ウ)建築基準法で定める建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。これを接道義務と言います。

従って、正解は【3.(ア)4（イ)2（ウ)2 】

問8
浅見さんは、下記〈資料〉の物件の購入を検討している。この物件の購入金額(消費税を含んだ金額)として、正しいものはどれか。なお、〈資料〉に記載されている金額は消費税を除いた金額であり、消費税率は8%として計算すること。また、売買に係る諸費用については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

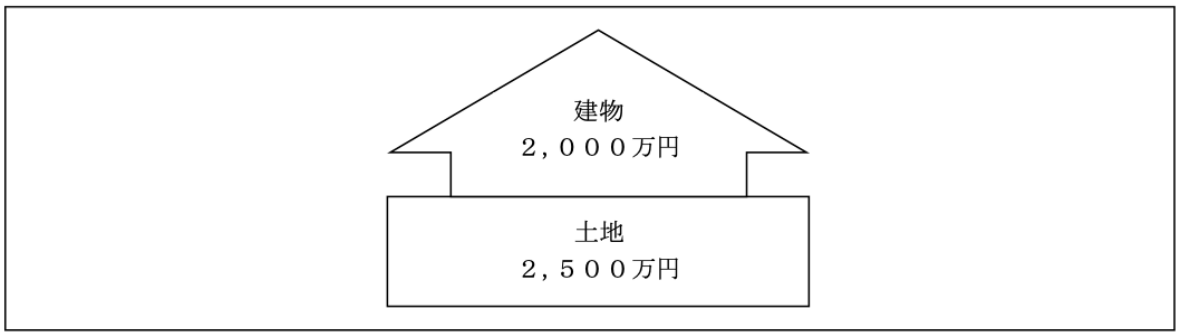

1. 2,000万円×1.08+2,500万円=4,660万円
2. 2,000万円+2,500万円×1.08=4,700万円
3. (2,000万円+2,500万円)×1.08=4,860万円

【答え】
消費税は商品の購入やサービスの提供に対して課税される間接税で、消費税および地方消費税があります。

●税制上、取引は3つに分類されます

課税取引	・国内取引 ・資産の譲渡、貸付、役務の提供、サービス等の取引 ・事業者が事業として行う取引 ・対価を得て行う取引
非課税取引	取引内容は消費税の課税対象だが、社会的配慮等により課税しないものをいう ・土地の譲渡、貸付（1か月未満の貸付け等を除く） ・国債や株式等の譲渡 ・住宅の貸付け（1か月未満の貸付けを除く） ・商品券、切手、印紙などの譲渡 ・利子を対価とする金銭の貸付け ・行政手数料
不課税取引	消費税の課税対象の要件を満たさないもの ・配当金 ・寄付金 ・祝い金 ・保険金など

土地の譲渡や貸付は非課税取引となります。
従って、資料の消費税は建物(2,000万円)のみ適用されます。
＜資料＞

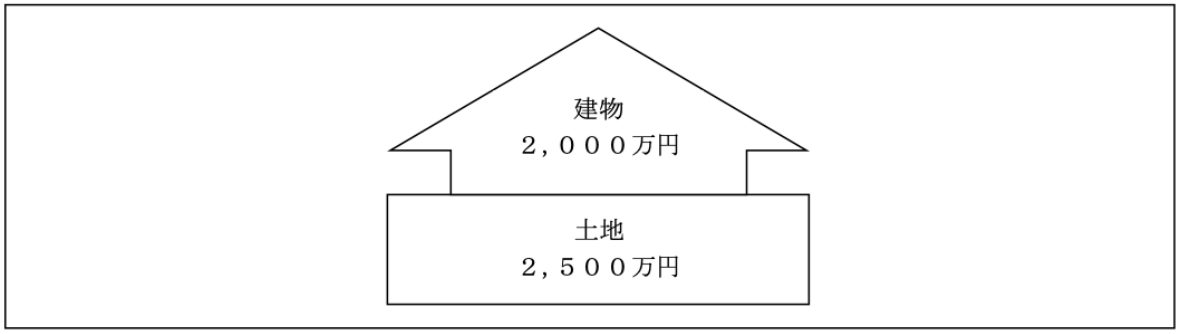

従って、正解は【1.　2,000万円×1.08+2,500万円=4,660万円 】

【第4問】下記の(問9)、(問10)について解答しなさい。

問9

鶴見一郎さんが加入している生命保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、特約は自動更新されているものとする。また、一郎さんはこれまでに<資料>の保険から保険金および 給付金を一度も受け取っていないものとする。

＜資料＞

保険証券記号番号
○○△△××□□

定期保険特約付終身保険

保険契約者	鶴見　一郎　様		保険契約者印
被保険者	鶴見　一郎　様　契約年齢　２３歳 １９８１年１０月１０日生　男性		鶴見
受取人	（死亡保険金） 鶴見　和子　様（妻）	受取割合 １０割	

◇契約日（保険期間の始期）
２００５年８月１日

◇主契約の保険期間
終身

◇主契約の保険料払込期間
６０歳払込満了

◆ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）	２００万円
定期保険特約保険金額	１，５００万円
特定疾病保障定期保険特約保険金額	５００万円
傷害特約保険金額	５００万円
災害入院特約［本人・妻型］入院５日目から	日額５，０００円
疾病入院特約［本人・妻型］入院５日目から	日額５，０００円

不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の１０倍・２０倍・４０倍）を支払います。

※妻の場合は、本人の給付金の６割の日額となります。

成人病入院特約	入院５日目から　日額５，０００円
リビング・ニーズ特約	

◆お払い込みいただく合計保険料

毎回　××,×××円

［保険料払込方法（回数）］
団体月払い

◇社員配当金支払方法
利息をつけて積立て

◇特約の払込期間および保険期間
１０年

鶴見一郎さんが、２０１９年中にぜんそく発作で死亡（急死）した場合に支払われる死亡保険金は、合計（　ア　）である。

1. 1,700万円
2. 2,000万円
3. 2,200万円

【答え】

鶴見一郎さんが、２０１９年中にぜんそく発作で死亡（急死）した場合に支払われる死亡保険金は、合計（　ア　）である。

１．　１，７００万円
２．　２，０００万円
３．　２，２００万円

喘息で死亡した場合には資料より、終身保険(被保険者が死亡か高度障害で支給)と定期保険(被保険者が死亡か高度障害で支給)、特定疾病(保険金を受け取らず、ガン、脳卒中、心筋梗塞の特定疾病以外の病気で死亡した場合、死亡原因は問わず、死亡・高度障害保険金が支払われる)から支給を受けられます。
※傷害特約は交通事故などの不慮の事故の場合に支給。

◆ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）	２００万円
定期保険特約保険金額	１，５００万円
特定疾病保障定期保険特約保険金額	５００万円
傷害特約保険金額	５００万円
災害入院特約［本人・妻型］入院５日目から	日額５，０００円
疾病入院特約［本人・妻型］入院５日目から	日額５，０００円
不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の１０倍・２０倍・４０倍）を支払います。	
※妻の場合は、本人の給付金の６割の日額となります。	
成人病入院特約　入院５日目から	日額５，０００円
リビング・ニーズ特約	

支払われる給付金は
終身200万円＋定期1,500万円＋特定疾病500万円=2,200万円

従って、正解は【3.　2,200万円】

問10
自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 自賠責保険では、自動車事故により他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償の対象としており、 自動車事故により他人の物を壊した場合の損害賠償責任は補償の対象とならない。

2. 自賠責保険では、自動車事故により他人に傷害を負わせた場合、傷害による損害に対して支払われる保険金の支払限度額は、被害者1名につき120万円である。

3. 自賠責保険では、自動車事故により他人を死亡させた場合、死亡による損害に対して支払われる保険金の支払限度額は、被害者1名につき2,000万円である。

【答え】
1. 適切
自賠責保険は対人賠償事故のみの補償で、被害者1人あたり死亡・後遺障害について、３０００万円（但し、常に介護を要する重度の後遺障害については４０００万円）が支払われ、傷害については別に１２０万円が支払われます。
対物は対象外です。

2. 適切
自賠責保険は対人賠償事故のみの補償で、被害者1人あたり死亡・後遺障害について、３０００万円（但し、常に介護を要する重度の後遺障害については４０００万円）が支払われ、傷害については別に１２０万円が支払われます。

3. 不適切
自賠責保険は対人賠償事故のみの補償で、被害者1人あたり死亡・後遺障害について、３０００万円（但し、常に介護を要する重度の後遺障害については４０００万円）が支払われ、傷害については別に１２０万円が支払われます。

従って、正解は【3】

【第5問】下記の(問11)、(問12)について解答しなさい。

問11

所得税における医療費控除に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

・ 医療費控除の金額は以下のとおり計算される。 「実際に支払った医療費の金額の合計額－保険金等で補てんされる金額－（　ア　）」 ただし、納税者本人のその年の総所得金額等が２００万円未満の場合は（　ア　）ではなく、総所得金額等の（　イ　）相当額となる。 ・ 医療費控除の金額の上限は（　ウ　）である。

1.(ア) 5万円 (イ)10% (ウ)200万円
2.(ア)10万円 (イ) 5% (ウ)100万円
3.(ア)10万円 (イ) 5% (ウ)200万円

【答え】

- 医療費控除の金額は以下のとおり計算される。
  「実際に支払った医療費の金額の合計額－保険金等で補てんされる金額－（　ア　）」
  ただし、納税者本人のその年の総所得金額等が２００万円未満の場合は（　ア　）ではなく、総所得金額等の（　イ　）相当額となる。
- 医療費控除の金額の上限は（　ウ　）である。

医療費控除

納税者本人のまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が医療費を支払った場合に適用。（合算できる）

【支出した医療費用 - 生命保険等からの給付金 - 10万円】

＊総所得金額等が200万円未満の場合は総所得額×5%

＊控除額の上限は200万円

従って、正解は【3.（ア）10万円（イ）5%（ウ）200万円】

問12
会社員の川野さんは、2018年中に新築住宅を購入し、直ちに居住を開始した。住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の(ア)、(イ)の記述について、正しいものを○、 誤っているものを×とした組み合わせとして、正しいものはどれか。

(ア)川野さんは、2018年分において所得税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、2018年分の合計所得金額が、2,000万円以下でなければならない。

(イ)住宅ローン控除の適用対象となる住宅の床面積は50㎡以上であり、床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供していなければならない。

1.(ア)× (イ)○
2.(ア)○ (イ)×
3.(ア)○ (イ)○

【答え】

●住宅ローン控除の適用条件（すべて満たす必要があり）

・返済期間が 10 年以上の住宅ローンであること

・控除の適用を受ける年の合計所得が 3,000 万円以下であること

・住宅の床面積が 50 ㎡以上で、そのうち 1/2 が居住用であること

・取得日から 6 か月以内に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること

・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの 5 年間に「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」「居住用財産の軽減税率の特例」「特定の居住用財産の買換え特例」の適用を受けていないこと

(ア)川野さんは、2018年分において所得税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、2018年分の合計所得金額が、2,000万円以下でなければならない。

(イ)住宅ローン控除の適用対象となる住宅の床面積は50m^2以上であり、床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供していなければならない。

(ア)×
(イ)○

従って、正解は【1.(ア)×（イ)○ 】

【第6問】下記の(問13)~(問15)について解答しなさい。

問13

2018年11月20日に相続が開始された吉田大介さん(被相続人)の<親族関係図>が下記のとおりである場合、民法上の相続人および法定相続分の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜親族関係図＞

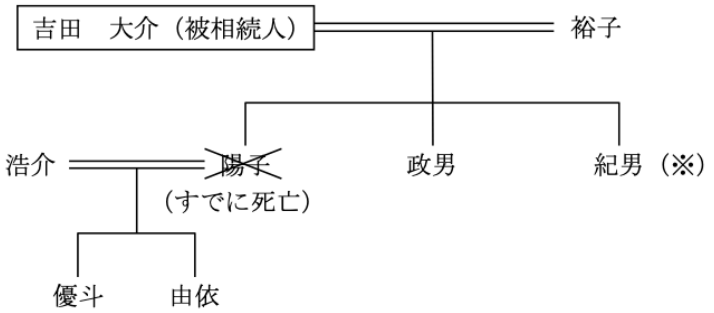

※紀男さんは期限内に所定の手続きを行い、相続を放棄した。

1. 裕子 1/2 政男 1/2
2. 裕子 1/2 政男 1/4 優斗 1/8 由依 1/8
3. 裕子 1/2 政男 1/6 優斗 1/6 由依 1/6

【答え】
法定相続人では、配偶者は常に法定相続人であり、配偶者以外では、子→直系尊属→兄弟姉妹の順に、相続人がいなかった場合に順位が移ります。

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第１順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第２順位	直系尊属 父母･祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第３順位	兄弟姉妹 第1, 第2がいない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

＜親族関係図＞

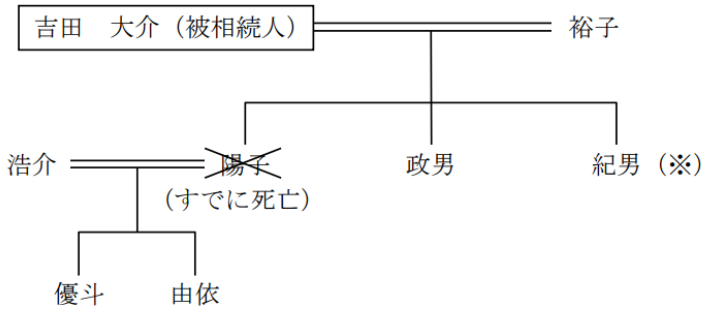

※紀男さんは期限内に所定の手続きを行い、相続を放棄した。

本問では法定相続人は配偶者、子、既に他界されている陽子さんの代襲相続によって孫も相続人になります。
また、相続の放棄を行った場合、最初から相続人ではなかったものとして扱います。従って、
配偶者1/2、子1/2を他界されている陽子さんを含む2人で分割するので各1/4、陽子さんの子が、陽子さんの相続分1/4を更に2人で分け合うので各1/8

従って、正解は【2. 裕子 1/2 政男 1/4 優斗 1/8 由依 1/8】

問14
下表は、公正証書遺言の一般的な特徴についてまとめた表である。下表の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

作成方法	遺言者が遺言内容を口授し、公証人が筆記したうえで、遺言者・証人に読み聞かせ、または閲覧させて作成する。
証人	（　ア　）の立会いが必要である。
家庭裁判所による検認	（　イ　）である。

1.(ア)2人以上 (イ)不要
2.(ア)2人以上 (イ)必要
3.(ア)3人以上 (イ)必要

【答え】

作成方法	遺言者が遺言内容を口授し、公証人が筆記したうえで、遺言者・証人に読み聞かせ、または閲覧させて作成する。
証人	（　ア　）の立会いが必要である。
家庭裁判所による検認	（　イ　）である。

1.（ア）2人以上（イ）不要
2.（ア）2人以上（イ）必要
3.（ア）3人以上（イ）必要

公正証書遺言は、公証人が遺言者の遺言を筆記し公証役場へ保管します。
家庭裁判所への検認は不要で、証人は、未成年者、推定相続人、推定相続人の配偶者や直系血族以外で2名以上必要です。

従って、正解は【1.　（ア）2人以上（イ）不要】

問15
下記〈資料〉の宅地の借地権(普通借地権)について、路線価方式による相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、奥行価格補正率は1.0とし、記載のない条件については一切考慮しないこととする。
＜資料＞

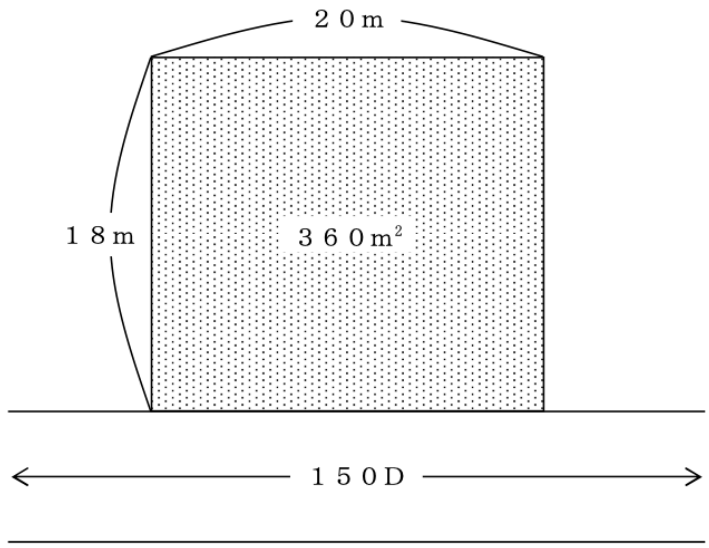

［借地権割合］

記号	借地権割合
A	９０％
B	８０％
C	７０％
D	６０％
E	５０％
F	４０％
G	３０％

１．　１５０千円×１．０×３６０ｍ²×（１－６０％）＝２１，６００千円
２．　１５０千円×１．０×３６０ｍ²×６０％＝３２，４００千円
３．　１５０千円×１．０×３６０ｍ²＝５４，０００千円

【答え】
・借地権の評価額を求める式は
借地権価格＝自用地評価額×借地権割合

・自用地評価額の求め方は
路線価方式の宅地の自用地評価額=路線価×奥行価格補正率×地積

・路線価の単位
路線価は千円単位で表され、アルファベットに借地権割合が割り当てられていま

＜資料＞

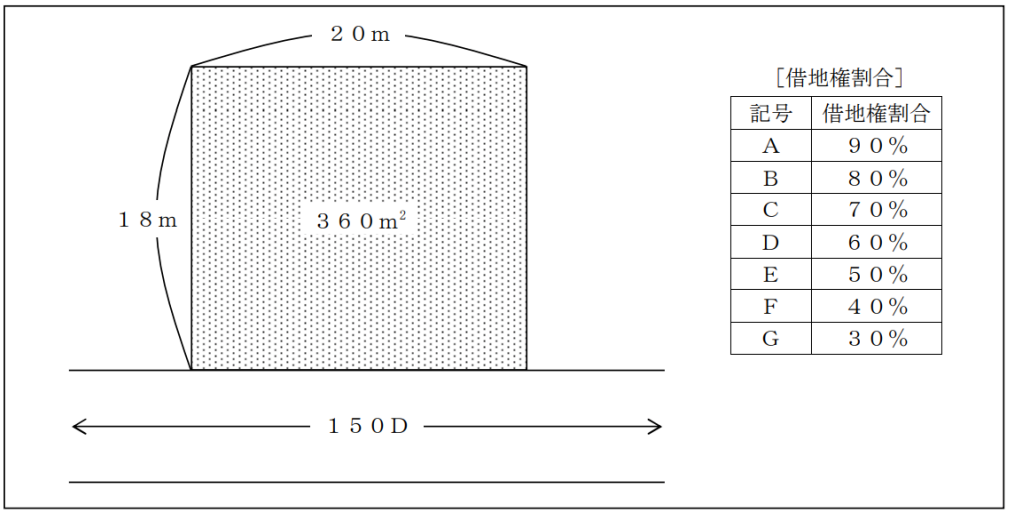

［借地権割合］

記号	借地権割合
A	９０％
B	８０％
C	７０％
D	６０％
E	５０％
F	４０％
G	３０％

す。
資料の150Dは150千円→15万円で借地権60%

アルファベット	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

奥行価格補正率は1.0ですので、
・自用地評価額の求め方は
路線価方式の宅地の自用地評価額=路線価×奥行価格補正率×地積

150,000円×1.0×360㎡=5,400万円

借地権価格＝自用地評価額×借地権割合
5,400万円×60%=32,400,000円

従って、正解は【2.　150 千円×1.0×360 ㎡×60%＝32,400 千円】

【第7問】下記の(問16)~(問20)について解答しなさい。

＜設例＞

大津翔平さんは株式会社WKに勤める会社員である。２０１７年１１月に第一子が生まれたこともあり、今後の生活設計についてＦＰで税理士でもある成田さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも２０１９年1月１日現在のものである。

［家族構成（同居家族）］

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
大津　翔平	本人	１９８３年　6月１０日	３５歳	会社員
麻衣	妻	１９８５年　8月２６日	３３歳	専業主婦
雄介	長男	２０１７年１１月　８日	１歳	

［保有財産（時価）］　（単位：万円）

金融資産	
普通預金	２００
定期預金	２５０
財形住宅貯蓄	２８０
生命保険（解約返戻金相当額）	３０

［負債残高］

なし

［マイホーム：資金計画］

翔平さんは、２，３００万円のマンションの購入を検討しており、民間金融機関で１，８００万円の住宅ローンを組む予定である。マンション購入の頭金は５００万円とし、その内訳は、財形住宅貯蓄２８０万円、定期預金２５０万円のうち１２０万円、親から受ける贈与１００万円である。

［その他］

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないこととする。

問16
FPの成田さんは、資金計画のとおりマンションを購入した後の大津家のバランスシートを試算してみた。下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、〈設例〉に記載のあるデータに基づいて解答することとする。

＜大津家の（マンション購入後の）バランスシート＞　（単位：万円）

［資産］		［負債］	
金融資産		住宅ローン	×××
普通預金	×××		
定期預金	×××	負債合計	×××
財形住宅貯蓄	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	［純資産］	（　ア　）
不動産（自宅マンション）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

1. 830(万円)
2. 860(万円)
3. 980(万円)

【答え】
総資産を求める場合には資産合計額-負債合計額で求められます。

［保有財産（時価）］　　（単位：万円）

金融資産	
普通預金	２００
定期預金	２５０
財形住宅貯蓄	２８０
生命保険（解約返戻金相当額）	３０

［負債残高］
なし

［マイホーム：資金計画］
翔平さんは、２，３００万円のマンションの購入を検討しており、民間金融機関で１，８００万円の住宅ローンを組む予定である。マンション購入の頭金は５００万円とし、その内訳は、財形住宅貯蓄２８０万円、定期預金２５０万円のうち１２０万円、親から受ける贈与１００万円である。

本問ではマンション購入後となっておりますので、財形住宅貯蓄は0円、定期預金は130万円になります。従って資産は、

普通預金200万円＋定期預金130万円＋生命保険30万円＋マンション2,300万円
=2,660万円

負債は住宅ローン1,800万円です。

純資産は
2,660万円-1,800万円=860万円

従って、正解は【2.　860(万円)】

問17
翔平さんは、今後15年間で積立貯蓄をして、長男の雄介さんの教育資金として250万円を準備したいと考えている。積立期間中に年利2.0%で複利運用できるものとした場合、250万円を準備するために必要な毎年の積立金額として、正しいものはどれか。なお、下記〈資料〉の3つの係数の中から最も適切な係数を選択して計算し、解答に当たっては、千円未満を切り上げること。また、税金や記載のない事項については一切考慮しないこととする。

＜資料：係数早見表（年利２．０％）＞

	現価係数	減債基金係数	資本回収係数
１５年	０．７４３０１	０．０５７８３	０．０７７８３

※記載されている数値は正しいものとする。

1. 124,000円
2. 145,000円
3. 195,000円

【答え】
一定期間後に一定金額を用意するための毎年の積立額求めるには減債基金係数を使います。
目標とする金額×減債基金係数=毎年必要な積立額

問題では、15年後に目標額250万円を積み立てたい。

＜資料：係数早見表（年利２．０％）＞

	現価係数	減債基金係数	資本回収係数
１５年	０．７４３０１	０．０５７８３	０．０７７８３

※記載されている数値は正しいものとする。

250 万円×0.05783＝144,575 円

千円未満切上げにより 145,000 円

従って、正解は【2.　145,000円 】

問18
翔平さんは、病気やケガで働けなくなった場合を考え、健康保険の傷病手当金についてFPの成田さんに質問をした。健康保険(全国健康保険協会管掌健康保険)の傷病手当金に関する成田さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1.「傷病手当金は、休業1日につき標準報酬日額の4分の3相当額を受け取ることができます。」

2.「傷病手当金は、療養のため連続して3日間休業した場合に、4日目以降の休業した日について受け取ることができます。」

3.「傷病手当金は、療養のため労務に服することができないことが支給の要件とされ、入院に限らず自宅療養であっても受け取ることができます。」

【答え】
1. 不適切
傷病手当金は被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み十分な給与が受けられない場合、4日目から最長1年6ヶ月間支給される。

・1日の支給額
支給開始前12ヶ月間の各月の標準月額報酬を平均した額÷30日×2/3

2. 適切
傷病手当金は被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み十分な給与が受けられない場合、4日目から最長1年6ヶ月間支給される。

3. 適切
傷病手当金の支給要件に入院を問うものはありません。自宅療養であっても受給可能です。

従って、正解は【1】

問19
翔平さんの公的年金加入歴は下記のとおりである。仮に翔平さんが現時点(35歳)で死亡した場合、 翔平さんの死亡時点において妻の麻衣さんに支給される公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、 最も適切なものはどれか。なお、翔平さんは、入社時(23歳)から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとし、遺族給付における生計維持要件は満たされているものとする。

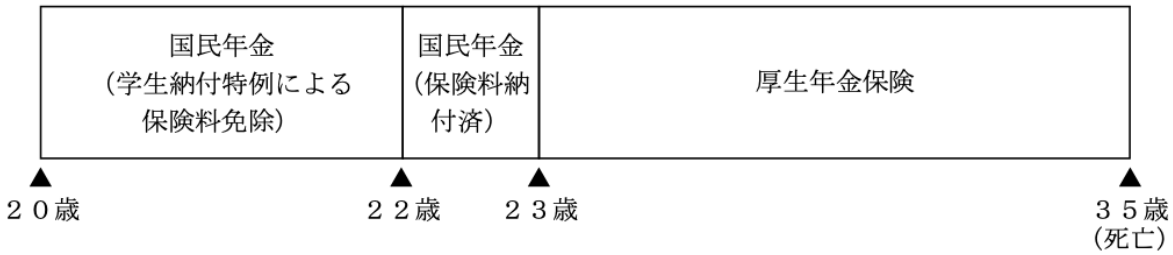

1. 遺族基礎年金と死亡一時金が支給される。

2. 遺族厚生年金と寡婦年金が支給される。

3. 遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

【答え】
・遺族基礎年金の支給要件は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者・子へ支給

※子：18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
かつ未婚。

また、遺族厚生年金は、遺族基礎年金に上乗せして受け取れるもので、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合に受け取れます。
受給できる遺族の範囲は、妻、子、孫、および55歳以上の夫、父母、祖父母となっていて、受給者がいない場合に順位が移動する。

・遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3ですが、 その被保険者期間が300月(25年)未満の場合、300月とみなして計算します。

・厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない40歳以上から65歳になる前(中高齢の時期)までの妻の遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額(有期年金)が加算支給されます。（子がいても、子が遺族基礎年金の加算対象外であった場合、妻が40歳以上であれば支給）

・寡婦年金は第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた子のない妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。
・年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3。
・亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。
・妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月(3年)以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給

※死亡したひとと生計を同じくしていた遺族とは
配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で
遺族基礎年金を受給できない人)

死亡一時金と寡婦年金はいずれか一方のみ受給

［家族構成（同居家族）］

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
大津　翔平	本人	１９８３年　６月１０日	３５歳	会社員
麻衣	妻	１９８５年　８月２６日	３３歳	専業主婦
雄介	長男	２０１７年１１月　８日	１歳	

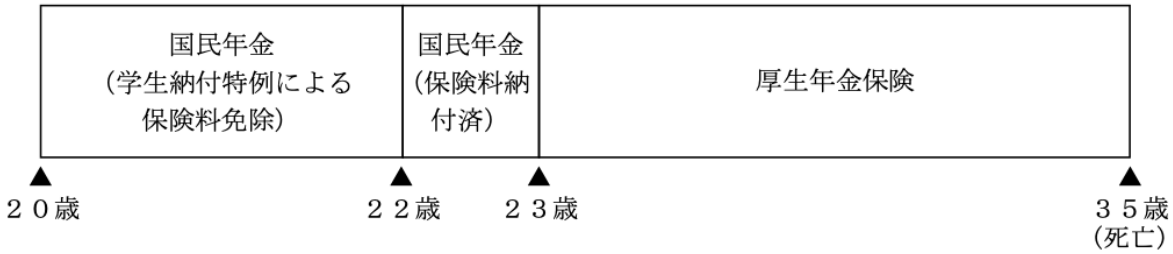

本問では、子供がいるため中高齢寡婦加算、寡婦年金、死亡一時金は支給されず、遺族基礎年金、遺族厚生年金は支給対象です。

従って、正解は【3．遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。】

問20
翔平さんと麻衣さんが加入している生命保険は下記〈資料〉のとおりである。仮に麻衣さんが2019年2月に死亡し翔平さんに保険金が支払われた場合、課される税金の種類として、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
終身保険Ａ	翔平	翔平	麻衣
終身保険Ｂ	翔平	麻衣	翔平

1. 所得税
2. 相続税
3. 贈与税

【答え】
・保険金を受け取る場合に、契約者、被保険者、受取人が誰なのかによって、課税される税金は異なります。
また、保険料控除は以下の内容によって分けられます。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

＜資料＞

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
終身保険A	翔平	翔平	麻衣
終身保険B	翔平	麻衣	翔平

資料から、麻衣さんが亡くなった場合、終身保険Bより、翔平さんに死亡保険金が支給されます。
契約者、保険金受取人が同一人物で、被保険者が異なる場合の保険金の課税対象は所得税です。

従って、正解は【1.所得税】

-終-